理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ほくりくみらい基金(以下、当財団という。)の定款第34条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、 協 カして、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行 の決定 に参画する。

(代表理事)

- 第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1)代表理事として当財団を代表し、その業務を執行する。
 - (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
 - (3)毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

- 第5条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 当財団の業務を分担執行する。
- (2)毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告す る。
- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって代表理事の職務を代行する。

第3章補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別 に定めることができる。

(改廃)

第7条この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年9月11日から施行する。(令和6年9月11日理事会議決)

(別表) 理事の職務権限

決裁事項 決裁権者 項目 代表理事 業務執行理事 事業計画及び予算の案作成に関すること \bigcirc 事業報告及び決算の案の作成に関すること \bigcirc 人事及び給与制度の立案に関すること \bigcirc 重要な使用人以外の者の任用に関すること \bigcirc 出張に関すること \bigcirc 契約の締結 \bigcirc 契約の金額の範囲内の支出 \bigcirc 法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常 \bigcirc 業務に必要な支出(旅費交通費等) 法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常 \bigcirc 業務に必要な支出以外の支出 冠基金の設置に関すること \bigcirc テーマ別基金の設置に関すること \bigcirc 助成要項の作成と決定に関すること \bigcirc 助成金交付決定に関すること \bigcirc 助成金の交付に関することで、すでに助成金交付決裁後 \bigcirc の助成金交付(随時交付など)に関すること 特に重要な事業の実施に関すること \bigcirc その他の事業の実施に関すること \bigcirc 職員の教育・研修に関すること \bigcirc 渉外に関すること \bigcirc

福利厚生に関すること	\circ	
当財団が行う寄付に関すること	0	
特に重要な寄付の受入に関すること	0	
訴訟に関すること	0	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	0	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの)		0